平成２４年（フ）第４２０号
堺市南区城山台２丁１番20―302号
債務者　小出　弘美
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７６号
兵庫県小野市高山町1836番地の98
債務者　前田　芳男
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第７７号
兵庫県小野市高山町1836番地の98
債務者　前田　弘子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第１８号
広島県三次市十日市南１丁目７番８号　103、前住所広島県三次市十日市中１丁目12番12号
債務者　倉本理津子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第１９号
広島県三次市十日市南１丁目７番８号　103、前住所広島県三次市十日市中１丁目12番12号
債務者　倉本　譲彦
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第１３７号
高知市大津乙490番地１　山地コーポⅡ・101号
債務者　西森　清子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１３８号
高知市大津乙874番地１　松岡マンション202
債務者　西森　秀和
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１３９号
高知市大津乙490番地１　山地コーポⅡ・101号
債務者　西森紘四郎
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１４８号
高知市北竹島町29番地１　市住170号
債務者　岡村　恵美
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４２号
山形県東置賜郡高畠町大字福沢901番地の４西町貸家01
債務者　梅津　健一
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１３２号
埼玉県羽生市南７丁目19番地12　リオン102
債務者　大山　雄士
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１４４号
埼玉県東松山市大字柏崎366番地７
債務者　堺優子（旧称川村）こと　陳　　優子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１５７号
埼玉県児玉郡神川町大字熊野堂117番地13
債務者　鈴木　　聡
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２８号
千葉県君津市内蓑輪71番地２　３―102号、住民票上の住所千葉県富津市青木278番地１
債務者　師資田貴廣
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第４４号
千葉県袖ケ浦市蔵波2030―２　友人会Ｃ―221
債務者　渡邉　貴浩
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第７７３号
名古屋市西区則武新町３丁目１番84号　アベニュー名駅402号
債務者　吉屋　　徹
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７９９号
名古屋市名東区猪高台１丁目103番地　第２香流マンション３Ｂ号
債務者　武田　幸一
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部